

随意契約一覧表

| 契約日             | 件名   | 契約金額(税込)<br>(単位:円)                          | 担当所属名                | 契約の相手方の名称   | 根拠法令                                     |
|-----------------|--|---|----------------------|---|--|
| 001 平成28年10月07日 | 京都市国際交流会館整備工事ただし、2号昇降機設備改修工事                     | 14,040,000                                  | 総合企画局国際化推進室          | 日本オーチス・エレベータ株式会社                                    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                    |
| 002 平成28年10月13日 | 京都市国際交流会館整備計画作成業務                                | 8,000,000                                   | 総合企画局国際化推進室          | 株式会社 都市設計   | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                    |
| 003 平成28年10月03日 | 大型汎用コンピュータのオープン化に伴う新旧システム連携機能の構築業務等委託(平成28年度)    | 30,858,040                                  | 総合企画局情報化推進室オープン化推進担当 | 大型汎用コンピュータのオープン化に伴う新旧システム連携機能の構築業務委託(平成28年度)コンソーシアム | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                    |
| 004 平成28年10月20日 | 市民窓口端末機器等賃貸借                                     | 444,902,220                                 | 総合企画局情報化推進室情報システム担当  | 市民窓口端末機器等賃貸借に係る賃貸借業務コンソーシアム                         | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号 |
| 005 平成28年10月31日 | 京都市基幹系共通基盤等運用管理業務委託                              | 15,935,400                                  | 総合企画局情報化推進室オープン化推進担当 | 日本電気株式会社  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                    |
| 006 平成28年11月30日 | 京都市基幹基盤プラットフォーム機器保守委託                            | 15,389,237                                  | 総合企画局情報化推進室オープン化推進担当 | 日本電気株式会社  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                    |
| 007 平成28年12月19日 | 社会保障・税番号制度導入に係る総合運用テスト支援業務委託                     | 21,448,152                                  | 総合企画局情報化推進室オープン化推進担当 | 日本電気株式会社  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                    |
| 008 平成28年12月26日 | 社会保障・税番号制度導入に伴うシステム構築業務                          | (当初)<br>174,392,982<br>(変更後)<br>124,400,800 | 総合企画局情報化推進室オープン化推進担当 | 社会保障・税番号制度導入に伴うシステム構築コンソーシアム                        | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号 |
| 009 平成29年01月04日 | 京都市マイナンバー連携システムに係る保守運用等業務委託                      | 18,942,593                                  | 総合企画局情報化推進室オープン化推進担当 | 日本電気株式会社  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                    |
| 010 平成29年01月13日 | マイナンバー連携システム端末共用化対応に伴うActiveDirectory設計追加作業等業務委託 | 9,839,880                                   | 総合企画局情報化推進室オープン化推進担当 | 日本電気株式会社  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                    |
| 011 平成29年01月17日 | 大型汎用コンピュータのオープン化に係るステージング環境構築業務委託                | 29,236,680                                  | 総合企画局情報化推進室オープン化推進担当 | 公益財団法人京都高度技術研究所                                     | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                    |
| 012 平成29年03月06日 | 京都市マイナンバー連携システムに係るシステム改修対応等業務委託                  | 21,426,120                                  | 総合企画局情報化推進室オープン化推進担当 | 日本電気株式会社  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                    |

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市国際交流会館整備工事ただし、2号昇降機設備改修工事
- 2 担当所属名  
総合企画局国際化推進室
- 3 契約締結日  
平成28年10月7日
- 4 履行期間  
平成28年10月8日から平成29年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区四条通東洞院東入ル立売西町60  
日本オーチス・エレベータ株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
14,040,000円
- 7 契約内容  
京都市国際交流会館の2号昇降機設備の改修工事を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本工事は、国際交流会館に設置しているエレベーター（2号機）の老朽化による機器更新工事である。ただし、本機は油圧式であり、現在は同方式の機器が製造されていないため、既存昇降路を流用してマシンルームレスロープ式に更新したものである。  
今回の工事に当たり、既存エレベーター製造者以外の業者にも見積り依頼を行ったが、既設の各階乗場扉及びその三方枠や敷居部分の寸法等が製造者ごとに異なることから対応不可能として見積りの辞退届が提出された。  
よって、本工事は既存エレベーター製造者である日本オーチス・エレベータ株式会社でなければ履行できないため、同社を契約の相手方として、随意契約を締結したものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

| 名 称     | 数 量 | 単 位 | 金 額        | 備 考      |
|---------|-----|-----|------------|----------|
| 直接工事費   |     |     |            |          |
| 直接工事費   | 1   | 式   | 11,437,800 |          |
| 計       |     |     | 11,437,800 |          |
| 共通費     |     |     |            |          |
| 共通仮設費   | 1   | 式   | 344,425    |          |
| 現場管理費   | 1   | 式   | 475,551    |          |
| 一般管理費等  | 1   | 式   | 1,272,224  |          |
| 計       |     |     | 2,092,200  |          |
| 工事価格    | 1   | 式   | 13,530,000 |          |
| 消費税等相当額 | 1   | 式   | 1,082,400  | 消費税率 8 % |
| 工事費     | 1   | 式   | 14,612,400 |          |
|         |     |     |            |          |
|         |     |     |            |          |
|         |     |     |            |          |







## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市国際交流会館整備計画作成業務
- 2 担当所属名  
総合企画局国際化推進室
- 3 契約締結日  
平成28年10月13日
- 4 履行期間  
平成28年10月13日から平成29年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区七条通間ノ町東入材木町477番地KSビル5F  
株式会社 都市設計
- 6 契約金額（税込み）  
8,000,000円
- 7 契約内容  
京都市国際交流会館の劣化度調査，改修基本計画（スケジュール）等の策定を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は京都市国際交流会館のライフサイクルコストの縮減，予防保全及び長寿命化，国際交流拠点としての魅力向上を目的としており，豊かな創造性，高い技術力及び業務への熱意を備えた設計者を選定するため，主として価格以外の要素における競争により相手方を選定する必要があることから，競争入札には適さないため，プロポーザル形式により平成28年9月29日実施した受託候補者選定委員会により選定した業者と随意契約を結んだものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
大型汎用コンピュータのオープン化に伴う新旧システム連携機能の構築業務等委託（平成28年度）
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室オープン化推進担当
- 3 契約締結日  
平成28年10月3日
- 4 履行期間  
契約締結日の翌日から平成28年12月16日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大型汎用コンピュータのオープン化に伴う新旧システム連携機能の構築業務委託（平成28年度）  
コンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
30,858,040円
- 7 契約内容  
「大型汎用コンピュータのオープン化に伴う新旧システム連携機能の開発に係る要件定義業務委託」の成果物である「要件定義書」及び「技術分析書」を基にした設計，製造，テスト及びリリース作業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は，大型汎用コンピュータ上で運用している住基・税システムからデータを抽出し，並びに抽出したデータの保管及び利用に供するための仕組みの構築に係る機能の設計，開発等を行う作業であり，このデータの抽出，保管等の処理は相互に密接に関連し，一体的に設計，開発等の作業を行う必要がある。さらに，現行の住基・税システムについては，日本電気株式会社が著作権を有するATSS，COBOLコンパイラ，CASEWORLD等のソフトウェアを使用しなければ，システム設計，プログラム製造及び実行を行うことができないものであり，当システムの設計，開発等についても，当該ソフトウェアを利用する必要があるため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号



10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。

なお、本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、日本電気株式会社と同社のグループ企業等であり、日本電気株式会社が著作権を有するソフトウェアの使用が許可されるNECソリューションイノベータ株式会社及び株式会社ワードシステムから構成されるコンソーシアムを相手方に選定した。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
市民窓口端末機器等賃貸借
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室情報システム担当
- 3 契約締結日  
平成28年10月20日
- 4 履行期間  
平成29年1月1日から平成33年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
市民窓口端末機器等賃貸借に係る賃貸借業務コンソーシアム  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号  
代表 株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）  
444,902,220円
- 7 契約内容  
主に汎用電子計算機の市民窓口オンラインシステムを使用するための端末機器等について賃借を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本市において汎用電子計算機を用いて処理を行っている情報処理システムは、日本電気株式会社製大型汎用電子計算機「ACOSシステム」の各種機能を使用することを前提として開発、運用及び保守が行われている。  
上記の各種機能は、レンタルを受けている各機器及び制御ソフトウェアから提供されており、これらが確実に維持されなければ、システムの安定稼働に支障が生じ、ひいては市民サービス業務が停止するなど市民生活に多大な影響を与えることにも直結する。  
このことから、システムの安定稼働を確保するためには、上記の各機器及び制御ソフトウェアの賃借だけでなく、これらの機器に精通した技術者によるシステム環境機能維持（運用支援、障害対応、予防保守等）を包含したレンタル契約を締結する必要があるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

#### 10 契約の相手方の選定理由

株式会社J E C Cは、昭和36年に通商産業省主導の下、国策コンピュータレンタル会社として、沖電気工業、東芝、日本電気、日立製作所、富士通、三菱電機等の国内主要コンピュータメーカーの共同出資により設立されたコンピュータ専門のレンタル会社であり、本市の仕様を満たすレンタルサービスを提供できる唯一の企業であるため。

なお、本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、平成19年3月9日付け「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、株式会社J E C Cを代表幹事会社とし、本契約における調達機器の製造元である日本電気株式会社、日本電気株式会社が調達機器に係る保守業務を履行するに当たり、詳細な技術情報とともに、高度な専門技術及び知識を持つ日本電気株式会社のグループ企業であるNECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社の4社によって構成されるコンソーシアムと随意契約を行った。

#### 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市基幹系共通基盤等運用管理業務委託
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室オープン化推進担当
- 3 契約締結日  
平成28年10月31日
- 4 履行期間  
契約締結日の翌日から平成29年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
15,935,400円
- 7 契約内容  
共通基盤等及び用途別に構成されたネットワーク等が効率的な運用管理を行うための運用設計及び当該設計に基づく運用管理を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本委託作業の対象となる運用設計には、現行の大型汎用コンピュータから引き継ぐ運用内容や連携する情報に係る専門知識が必要となり、現在、必要となる技術情報を保有しているのは、現行基幹系システムの運用及び保守業務の受託業者である日本電気株式会社に限られるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市基幹基盤プラットフォーム機器保守委託
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室オープン化推進担当
- 3 契約締結日  
平成28年11月30日
- 4 履行期間  
契約締結日の翌日から平成29年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
15,389,237円
- 7 契約内容  
平成27年度に導入した基幹基盤プラットフォーム機器の保守を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本委託の対象となる基幹基盤プラットフォーム機器の保守を行うためには、障害原因の特定及び対処に当たって、高度な専門技術及び知識とともに、日本電気株式会社製のサーバ等の機器に関する詳細な技術情報が必要となるが、当該サーバ等の機器に関する詳細な技術情報を保有するものは、機器の製造元である日本電気株式会社のみであるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
社会保障・税番号制度導入に係る総合運用テスト支援業務委託
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室オープン化推進担当
- 3 契約締結日  
平成28年12月19日
- 4 履行期間  
契約締結日の翌日から平成29年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
21,448,152円
- 7 契約内容  
各地方公共団体のシステムを情報提供ネットワークシステムに接続し、番号法に基づく情報提供、情報照会の一連の流れをテストするための支援を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務を行うに当たっては、中間サーバーと本市の業務システムを連携するマイナンバー連携システムを利用する必要がある。  
当該システムについては、今後、国の仕様変更に伴い、変更作業が予定されており、仕様変更に伴う作業と並行して本業務を実施できるのは、当該システムに関する仕様や知識を有し、当該システムを構築した日本電気株式会社しかないため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
社会保障・税番号制度導入に伴うシステム構築業務
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室オープン化推進担当
- 3 契約締結日  
(当初)平成28年12月26日  
(変更後)平成29年3月21日
- 4 履行期間  
(当初)契約締結日の翌日から平成29年3月31日まで  
(変更後)元契約の契約締結日の翌日から平成29年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
社会保障・番号制度導入に伴う構築コンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額(税込み)  
(当初)174,392,982円  
(変更後)134,490,890円
- 7 契約内容  
社会保障・税番号制度導入に伴いACOS福祉システムの仕様変更が必要な部分について、分析、概要設計、詳細設計、製造・単体テスト、結合テスト、総合テスト、本番対応(立会、問合せ対応)を行う。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
  - (1) 随意契約の理由  
今回改修対象となる各事務処理システムは、日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。同システムは日本電気株式会社が著作権を有するATSS、COBOLコンパイラ、CASEWORLD等のソフトウェアを使用しなければ、システム設計、プログラム製造及び実行を行うことができず、他社との競争が成立せず競争入札に適さないため。
  - (2) 契約変更の理由  
ア 当初見積もっていた作業のうち、業務個別要件に係る個人番号の表示に関するオンライン機能改修の一部について、設計段階での検討の中で、別のオンライン機能拡充により対応するよう仕様を変更したことにより、作業工数が減少したため。  
イ 他都市との情報連携において本市から提供する特定個人情報の要件について、国の仕様提示

が遅れたことにより、システムの構築に係る要件定義が遅れたことにより、年度内に委託業務の履行が困難になったため。

ウ 他都市との情報連携の本格運用開始が10月に延期され、新たに試行期間が設定されたことにより、契約期間を9月30日まで延長する必要が生じたため。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。

なお、本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、NECとNECのグループ企業等であり、高度な専門技術及び知識を有する要員を確保でき、NECが著作権を有するソフトウェアの使用が許可されるNECソリューションイノベータ株式会社と構成されるコンソーシアムを相手方に選定した。

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市マイナンバー連携システムに係る保守運用等業務委託
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室オープン化推進担当
- 3 契約締結日  
平成29年1月4日
- 4 履行期間  
契約締結日の翌日から平成29年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
18,942,593円
- 7 契約内容  
平成27年度に構築した京都市マイナンバー連携システムについて、マイナンバーに係る連携情報を登録する運用作業及び平成29年3月の保守を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の対象とする京都市マイナンバー連携システムは、日本電気株式会社が構築及び保守を行っているものであり、同社が著作権を有するソフトウェアを使用しなければ、システム設定、プログラム製造及び実行を行うことができないことから、本業務を履行できる相手方は同社しかいないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
マイナンバー連携システム端末共用化対応に伴う ActiveDirectory 設計追加作業等業務委託
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室オープン化推進担当
- 3 契約締結日  
平成29年1月13日
- 4 履行期間  
契約締結日の翌日から平成29年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
9,839,880円
- 7 契約内容  
マイナンバー連携システムを汎用機の端末から利用するために必要なActiveDirectoryの追加設計作業、関連システム端末におけるマイナンバー連携システムの利用検証作業等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は、現行の汎用機の端末やネットワーク等を対象に設計を行うものであり、これらに関する技術情報を保有し熟知しているのは、現行の汎用機保守業務の受託業者である日本電気株式会社しかいないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
大型汎用コンピュータのオープン化に係るステージング環境構築業務委託
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室オープン化推進担当
- 3 契約締結日  
平成29年1月17日
- 4 履行期間  
契約締結日の翌日から平成29年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区中堂寺南町134番地  
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）  
29,236,680円
- 7 契約内容  
総合テスト、全体システムテスト等の作業を進めていくための環境（ステージング環境）の設計及び構築並びにステージング環境を利用してテストを行うための実施環境の整備及び運用を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は、既に構築している事業者用のテスト環境の構築及び運用を前提に、クラウド基盤上に本番環境と同等のステージング環境を設計・構築するとともに、ステージング環境を利用するためのよりセキュリティレベルの高い端末環境を構築し、運用するものであり、当該作業を行える事業者は、オープン化の技術支援事業者としてテスト環境を構築・運用している公益財団法人京都高度技術研究所しかいないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市マイナンバー連携システムに係るシステム改修対応等業務委託
- 2 担当所属名  
総合企画局情報化推進室オープン化推進担当
- 3 契約締結日  
平成29年3月6日
- 4 履行期間  
契約締結日の翌日から平成29年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
21,426,120円
- 7 契約内容  
平成27年度に構築した京都市マイナンバー連携システムに情報照会結果や庁内連携情報について印刷を可能とする機能等を追加する改修を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の対象とする京都市マイナンバー連携システムは、日本電気株式会社が構築及び保守を行っているものであり、同社が著作権を有するソフトウェアを使用しなければ、システム設定、プログラム製造及び実行を行うことができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他